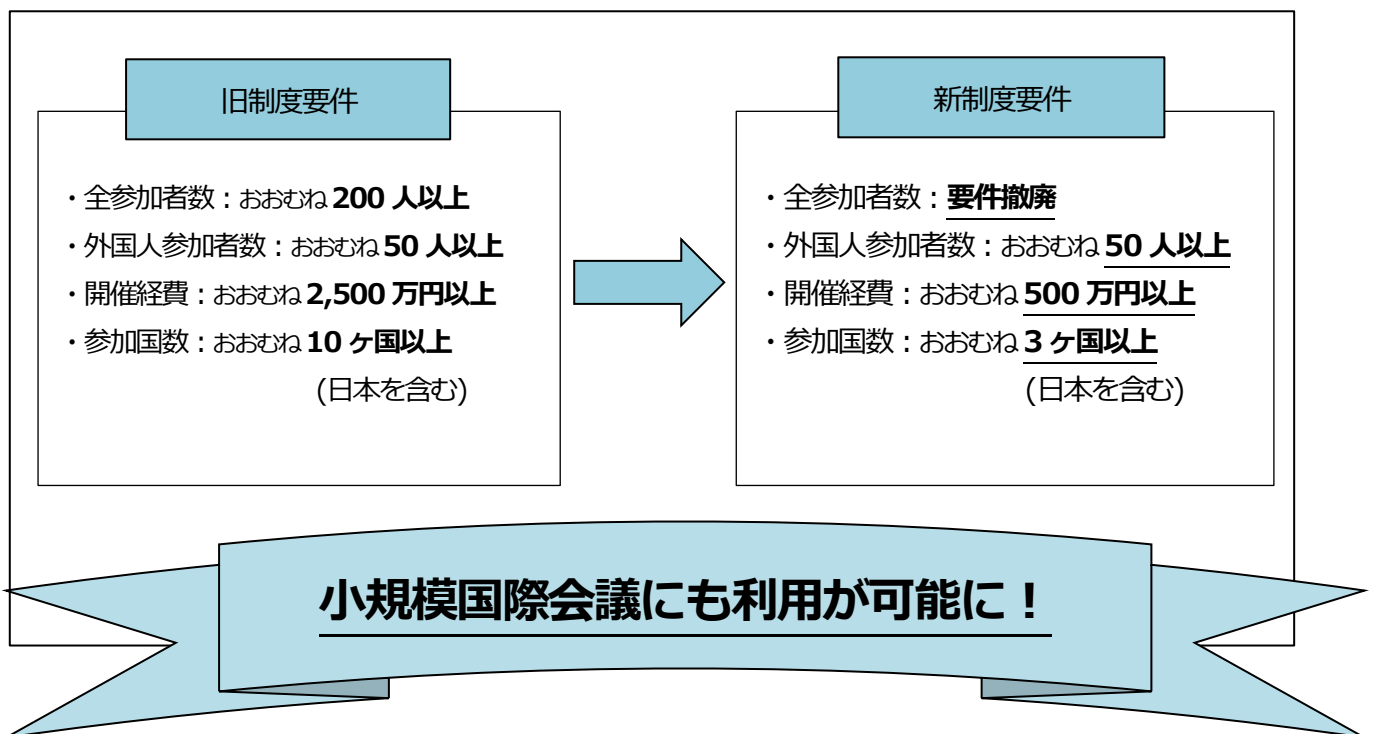


## 小規模の国際会議でも JNTO の「寄附金募集・交付金交付制度」が ご利用いただけるようになりました

政府の平成 28 年度税制改正「寄附金の損金算入特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大」をうけ、JNTO は小規模あるいは地方都市での国際会議開催を促進するため、本年 4 月 1 日より下記のとおり、寄附金募集・交付金交付制度の要件を緩和しました。詳しい資料につきましては、JNTO のホームページからダウンロードが可能です。

([http://mice.jnto.go.jp/service/fund\\_raising.php](http://mice.jnto.go.jp/service/fund_raising.php))

国際会議の開催にかかる寄附金募集をご検討の際には、ぜひご相談ください。



JNTO では国際理解の促進と訪日外客の増加を図るため、日本での国際会議の開催を推進しており、その一環として寄附金募集の支援を行っております。

JNTO は特定公益増進法人に指定されているため、国際会議主催者が寄附金を募集する際に、JNTO を窓口として募集されまると、寄附者は課税優遇措置を受けることができます。

当制度は 1994 年に開始され、これまでに約 450 件の国際会議支援実績があります。

※JNTO 交付金制度をご利用の際には管理費を差し引いた金額が交付金の交付対象となります。

※年に 4 回程度開催される開催支援委員会で審査のうえ、寄附金の受け入れを決定いたします。

交付金へのご質問等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

### お問合せ先

日本政府観光局 (独立行政法人国際観光振興機構・JNTO) コンベンション誘致部 担当：鈴木・高橋  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 10 階  
電話：(03)3216-2905 ファックス：(03)3216-1978  
E-mail: [convention@jnto.go.jp](mailto:convention@jnto.go.jp) HP: [www.mice.jnto.go.jp](http://www.mice.jnto.go.jp)